

**和歌山県・市町村行政DX等を通じた協働・共創自立支援業務
公募型プロポーザル実施要領**

1. 業務概要

(1) 業務の名称

和歌山県・市町村行政DX等を通じた協働・共創自立支援業務

(2) 業務の内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 見積上限額

金46,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2. 参加資格

応募できる事業者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う競争入札に関する入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。

(6) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

(7) 国税及び県税の滞納がない者であること。

(8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。

3. スケジュール

(1) 公募開始 令和8年2月26日（木）から

(2) プロポーザル参加表明及び質問期限 令和8年3月6日（金）17時まで

(3) 質問への回答期日 令和8年3月12日（木）17時まで

(4) 企画提案書等の提出期限 令和8年3月17日（火）17時まで

- (5) 審査会議 令和8年3月26日(木) ※予定
※時間については、プロポーザル参加表明者に対し、別途通知する。
- (6) 審査結果の通知 審査会議の翌日以降(令和8年3月下旬予定)

4. プロポーザル参加表明及び質問の受付

プロポーザルに参加する意思のある者及びプロポーザルへの参加にあたり質問事項がある場合は、下記フォームにより電子申請システムで申請すること。なお、申請をしない者は当該プロポーザルに参加できない。

(1) 申請期限

令和8年3月6日(金) 17時まで

(2) URL

① 参加表明の申請

<https://logoform.jp/form/WEVN/1447267>

② 質問事項の申請

<https://logoform.jp/form/WEVN/1447312>

(3) 提出方法

電子申請システムにより(1)の期限内に申請すること。

申請後、2営業日以内に受付完了メールを送付するが、受付完了メールが届かない場合は、電話にて受領確認を行うこと。

なお、提出期限を過ぎて申請されたものは一切受け付けない。

(4) 質問への回答

令和8年3月12日(木) 17時までに、和歌山県行政企画課のホームページにおいて公開する。なお、提案書類の記載内容及び審査基準に関する質問、他の応募者からの提案書類提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるため一切受け付けない。

5. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

プロポーザル参加者は、次に掲げる書類を必要部数提出すること。
書類はすべてA4サイズとすること。

① 企画提案申請書(様式1) 【1部】

② 企画提案書(任意様式) 【5部】(表紙・目次を除き、30枚以内とする。)

別添仕様書の業務内容の具体的な提案に加え、以下の内容を必ず盛り込むこと。

- ・本業務を遂行する上で重要な視点やポイント等を示し、本業務を的確に進める上での方針を提案すること。
- ・業務を円滑に実施するための実施体制や進行管理等に関する工夫やアイデアを提案すること。
- ・本業務の実施にあたり、プロポーザル参加者及び業務責任者のアピールできる資格・実績・経験等を記載し、必要に応じて、その証拠書類を提出すること。

- ③ 誓約書（様式2）【1部】
 - ④ 見積書（任意様式）【1部】
以下の点に留意すること。
 - ・経費の内訳を記載すること。
 - ・宛名は「和歌山県知事 宮崎 泉」とし、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。
 - ・見積金額は1.（4）の見積上限額を超えないこと。
 - ⑤ 提案者の概要がわかるもの（会社案内等）【1部】
 - ⑥ 定款又は寄附行為の写し【1部】
 - ⑦ 法人登記事項証明書【1部】
 - ⑧ 印鑑登録証明書【1部】
 - ⑨ 直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに類する書類【1部】
 - ⑩ 法人税、所得税、消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書【1部】
（提出日において発行の日から3か月以内のもの）
 - ⑪ 和歌山県税に未納がない旨の証明書【1部】
（提出日において発行の日から3か月以内のもの）
ただし、和歌山県内に本店又は支店を有しないものについては、必要としない。
- （2）提出期限
令和8年3月17日（火）17時まで（必着）
- （3）提出先
本要領10. のとおり
- （4）提出方法
郵送により（2）の期限内に提出し、必ず電話にて到着確認を行うこと。
ただし、（1）②企画提案書及び（1）④見積書は、電子メールでも提出すること。
ファイルサイズが8MBを超える場合は受信できないので、大容量ファイル送受信サービスを利用する際に要するURLの提供を提出先に電子メールで依頼すること。
なお、期限を過ぎて提出された企画提案書等は一切受け付けない。
- （5）その他
- ① 企画提案書等の作成及び提出に要する経費はプロポーザル参加者の負担とする。
 - ② 提案のあった企画提案書等は返却しない。
 - ③ 一旦提出された提出書類の差替え、追加及び削除は、理由の如何に関わらず一切認めない。
 - ④ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格（業務種目大分類が情報処理又は企画・公告・手配）を有する者については、（1）の⑥から⑪までの書類の提出を不要とする。

6. 企画審査

（1）審査方法

審査は、和歌山県が別に定める委員により組織された「和歌山県・市町村行政DX等を通じた協働・共創自立支援業務公募型プロポーザル審査会議」（以下「審査会議」という。）が行う。なお、契約候補者の審査にあたっては、評価項目に基づき、プロポーザル参加者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性及び透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し、契約候補者を選定する。

（２）審査会議

① 開催日時

令和８年３月２６日（木）※予定

時間については、プロポーザル参加表明者に対し、別途通知する。

② 開催方法

オンラインで実施（Microsoft Teamsを使用）

参加URLについては、プロポーザル参加表明者に対し、別途通知する。

③ 企画提案の所要時間（１事業者当たり）

プレゼンテーション 15分以内

審査委員からの質疑 約15分間

④ 注意事項

- ・プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。
- ・プロポーザル参加者は、他のプロポーザル参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・正当な理由なく指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

（３）審査項目及び評価内容

提案する事業内容について、審査基準（別記１）に基づき数値（得点）で評価し、契約候補者を選定する。なお、審査会議において必要と認める評価項目を追加する場合がある。

（４）契約候補者の選定

各審査委員の評価点の合計が、満点の６割以上である事業提案を行ったプロポーザル参加者のうち評価点の合計が最も高いプロポーザル参加者１者を契約候補者として選定する。また、評価点が同点の場合は、各審査委員の協議により決定するものとする。なお、プロポーザル参加者が１者の場合においても、審査会議における評価の結果、各審査委員の評価点の合計が満点の６割以上に達している場合、当該プロポーザル参加者を契約候補者に選定する。

（５）審査結果の通知

審査結果は、審査会議の翌日以降にプロポーザル参加者に文書にて通知する。

（６）審査結果の公表方法及び内容

審査結果は、審査会議の翌日以降に和歌山県行政企画課のホームページにて次の内容を公表する。

- ① 契約候補者の名称及び評価点
- ② 次点以下のプロポーザル参加者の評価点（プロポーザル参加者名は公表しない）

（７）その他

- ① 提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中にプロポーザル参加者に入札参

加資格停止等の事由が生じた場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、契約候補者が当該参加資格を失った場合は、次順位のプロポーザル参加者と本件に関する手続を行う。

- ② 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに和歌山県まで連絡するとともに、書面により届け出ること。
- ③ 契約候補者は、本件業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、あらかじめ和歌山県の承認を受けた場合に限り、業務の一部を委託することができる。

7. 失格事由

以下の事由のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 「2 参加資格」に掲げる参加資格を満たさない場合
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 同一のプロポーザル参加者が2件以上の提案をした場合
- (4) 企画提案書等作成のために本実施要領及び仕様書に示された条件に適合しない場合
- (5) 企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (6) プロポーザル参加者に次の行為があった場合
 - ① 直接又は間接を問わず故意に審査委員への接触を求めること。
 - ② 他のプロポーザル参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - ③ 契約候補者等選定終了までの間に、他のプロポーザル参加者に対して応募提案の内容を開示すること。
 - ④ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
 - ⑤ その他選定の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8. 契約

(1) 契約の締結

選定した契約候補者と和歌山県は、企画提案の内容に基づき、協議の上で仕様書の内容等を確定し、契約を締結する。なお、協議が調わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定の結果において、次順位の契約候補者と協議する。

(2) 契約保証金

契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし、和歌山県財務規則第93条の規定に該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(3) その他

契約の締結は、当該契約に係る令和8年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合は、当該プロポーザルは無効とする。また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該プロポーザルを中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

9. その他

- (1) 契約候補者に選定された場合は、和歌山県と十分協議を行いながら事業を進めること。
- (2) 企画提案書等に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任の一切は、企画提案書提出者が負う。
- (3) 提出された企画提案書等は「和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）」に基づき、情報公開の対象となる。

10. 提出・問い合わせ先

和歌山県総務部総務管理局行政企画課（担当者：坂本・城・平木）
〒640-8262 和歌山県和歌山市湊通丁北1丁目2-1番地 南別館4階
電 話 073-441-2132（直通）
E-mail sakamoto_y0030@pref.wakayama.lg.jp

(別記1)

和歌山県・市町村行政DX等を通じた協働・共創自立支援業務
プロポーザル審査基準

評価項目	評価の視点	評価得点	倍率	配点
企画提案内容				
実施方針 (業務理解)	・ 本業務の目的や業務内容を理解しているか。 ・ 意欲的な提案となっているか。	1/2/3/4/5	×3	15
企画提案 (企画性)	・ 提案のあった企画内容は、本事業の目的を達成するのに十分な訴求力があるか。	1/2/3/4/5	×3	15
企画提案 (効果性)	・ 効果的かつ相乗的な事業展開となっているか。	1/2/3/4/5	×3	15
企画提案 (具体性・実現性)	・ 具体的かつ実現性の高い提案となっているか。	1/2/3/4/5	×3	15
企画提案 (独創性)	・ 仕様書に記載されていない活用可能な提案や、独創的な工夫があるか。	1/2/3/4/5	×2	10
業務遂行能力等				
業務体制	・ 業務を実施する上で十分な体制であるか。 ・ 進行管理体制は適切か。	1/2/3/4/5	×2	10
業務実績	・ 本業務を遂行するために必要な経験やノウハウを十分に有しているか。	1/2/3/4/5	×2	10
スケジュール	・ 業務を円滑に実施できる計画であるか。	1/2/3/4/5	×1	5
業務経費	・ 業務経費は適正であるか。	1/2/3/4/5	×1	5

合計 100

〈採点の考え方〉

採点	評価
5	非常に高く評価できる
4	高く評価できる
3	概ね評価できる ※仕様を満たしているなど、適格水準にある。
2	あまり評価できない
1	全く評価できない